事業名	合併処理浄化槽設置事業費補助金
事業主体	富谷市

対象者	☐ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☑ その他

概要	市内の公共下水道処理区域以外の区域にお住いで，その住宅に合併処理浄化槽を設置する方に対し，浄化槽の人槽区分に応じた補助を行うもの。
補助対象要件	①延床面積の２分の１以上を居住の用に供する建物に設置する浄化槽であること。 ②下水道区域外の区域であること。 ③浄化槽法第２条第１号に規定する浄化槽であること。 ④国土交通大臣が認定したもので，全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録されている浄化槽であること。 ⑤処理対象人員が１０人以下であること。 ⑥補助対象年度内に工事が完了し，当該年度の２月末までに実績報告を提出できること。
補助金額等	設置費用の３／４以内とする。 ただし，人槽区分ごとに下記の金額を上限とする。 ５人槽 … 570,000 円 ７人槽 … 712,000 円 １０人槽 … 1,057,000 円
補助申請期間	随時受付
その他	
ホームページ	
お問合せ先	富谷市役所　市民生活部　生活環境課　０２２－３５８－０５１５ ｍａｉｌ　：seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp

事業名	合併処理浄化槽維持管理費補助金
事業主体	富谷市

対象者	☐ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☑ その他

概要	市内の公共下水道処理区域以外の区域にお住いで、その住宅に合併処理浄化槽を設置し、適正にその管理している者に対し、浄化槽の人槽区分に応じた補助を行うもの。
補助対象要件	①延床面積の２分の１以上を自己の居住の用に供する住宅に設置されている浄化槽であること。 ②下水道区域外の区域であること。 ③浄化槽法第２条第１号に規定する浄化槽であり、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）除去率が９０％以上、放流水のＢＯＤが２０ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するものであること。 ④浄化槽法第１０条第１項に規定する保守点検と清掃の維持管理が適正になされていること。 ⑤処理対象人員が１０人以下であること。
補助金額等	人槽区分ごとに下記の金額を限度とする。 ５人槽 … 13,000 円 ６～ ７人槽 … 15,000 円 ８～１０人槽 … 17,000 円
補助申請期間	（申請） 管理年度の末日の翌日から１ケ月以内
その他	
ホームページ	
お問合せ先	富谷市役所 市民生活部 生活環境課 ０２２－３５８－０５１５ ｍａｉｌ ：seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp

事業名	合併処理浄化槽設置資金融資斡旋
事業主体	富谷市

対象者	☐ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☑ その他

概要	市内の公共下水道処理区域以外の区域において、その住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする方に対し、資金の融資を斡旋するもの。
補助対象要件	①延床面積の２分の１以上を自己の居住の用に供する建物の所有者又は占有者（所有者の承諾を得た場合に限る）である個人で次の各号に該当するものであること。 (1)市税等滞納していないこと。 (2)償還能力を有すること。 (3)融資の斡旋の限度額に応じ、連帯保証人（注１）を有すること。 ②下水道区域外の区域であること。 ③貸付を受けた日の属する月の翌月から３６月以内において元金均等の方法により融資機関に償還を修了すること。
補助金額等	融資斡旋の限度額は１人１戸につき５０万円とする。 ただし、配水管の布設延長が５０メートル以上である場合の限度額は、５０万円に５０万円を加えた額以内の額とする。 融資斡旋に係る設置資金の利子は、市が補給する。 融資斡旋先… 七十七銀行、仙台銀行、新みやぎ農協、古川信用組合
補助申請期間	随時受付
その他	（注１）連帯保証人の人数は限度額に応じ次の人数とする。 ・５０万円　　… １人 ・５１万円～１００万未満　… ２人
ホームページ	
お問合せ先	富谷市役所　市民生活部　生活環境課　０２２－３５８－０５１５ ｍａｉｌ　：seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp

事業名	電気式生ごみ処理機購入費補助金
事業主体	富谷市

対象者	☐ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)			☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築			☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☑ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	電気式生ごみ処理機を購入する方に、その費用の２分の１相当を補助するもの。
補助対象要件	①市内に居住していること。 ②申請者自身を含め、同一世帯の方が過去５年以内に補助をうけていないこと。 （１世帯１基まで）
補助金額等	購入費の２分の１以内かつ上限額３０，０００円。 （１００円未満の端数は切り捨て）
補助申請期間	毎年度４月１日から補助基数に達するまで。 （今年度の募集基数は２０基）
その他	購入前に申請が必要。 （決定通知日前に購入した処理機は補助金対象外）
ホームページ	
お問合せ先	富谷市役所　市民生活部　生活環境課　０２２－３５８－０５１５ ｍａｉｌ　：seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp